

定 款

一般社団法人  
松戸市薬業会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は一般社団法人松戸市薬業会という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を松戸市竹ヶ花45に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は松戸市医薬品者の論理及び機能の水準を高め薬業の進歩発展を図るとともに、消費者に対する薬事知識の普及及び啓発を通じ公衆衛生向上に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. 医薬品登録販売者の職能の向上に関する事業。
2. 薬業の向上発展に関する事業。
3. 薬事知識の普及啓発と薬物等の乱用防止に関する事業。
4. 薬事に関する講習会、講演会、研修会及び研究会の開催事業。
5. その他、本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 会員

(会員の資格)

第5条 1. 本会の会員は医薬品販売業を行う事業者である事。  
2. 本会の会員は松戸市内に事業所を有する事。

(会費)

第6条 会費は総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書に入会金を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなくてはならない。

(退会)

第8条 1. 会員が退会しようとする時、別に定める退会届を提出しなければならない。  
2. 会員が死亡した時は退会したものとみなす。  
3. 会費の納入を1年以上怠り催告を受けてもなお納入しない時は、退会したものとみなす。

(除名)

- 第9条
1. 会員が本会の名誉を毀損し、本会の定款及び本会の趣旨に反する行為をした時は、理事会において出席理事の過半数以上の決議を経て、総会の同意を得て除名する事ができる。
  2. 会員を除名しようとする時は、その会員に対し総会において弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の返還)

- 第10条 会員の即納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

#### 第4章 役員及び顧問、相談役

(役員)

- 第11条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名以上4名以内(内1名は財務担当副会長が会計を担る)
3. 常任理事 若干名
4. 理事 名以上 名以内(会長、副会長を含む)
5. 監事 2名

(役員職務)

- 第12条

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序に従いその職務を代理する。
3. 常務理事は本会の会務を代理する。
4. 理事は会務を決定し、執行する。
5. 監事は会務の執行及び会計を監査し、その監査の結果を総会において報告する。
6. 理事及び監事は相互に兼ねる事ができない。

(役員選任)

- 第13条

1. 会長、副会長、監事は総会において正会員の中から選出する。
2. 常任理事は理事会の承認を得て会長が定める。
3. 役員に欠員が生じたときは補充しなければならない。

(役員任期)

第14条

1. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。
3. 役員辞任又は任務が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(役員解任)

- 第15条 1. 役員に役員としてふさわしくない行為があった時は、理事会において理事の過半数以上の決議により議会の承認を得て解任することができる。

(顧問・相談役)

- 第16条 1. 本会は顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問は学職経験者のうちから又、相談役は本会に多事功労のあった者のうちからそれぞれ理事会の決議を経て会長が委属する。
  3. 顧問及び相談役は必要に応じ意見を求められた時は、会議に出席して意見を述べる事ができる。ただし決議に加わる事ができない。

(職員)

第17条

1. 本会は職員を置くことができる。
2. 職員は会長が任免する。
3. 職員は会長の命を受けて本会の事務に従事する。

第5章 会 議

(会議の種別)

- 第18条 本会の会議は総会、理事会、常務理事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第19条 総会は会員、理事会は理事をもって、常任理事会は常任理事をもって構成する。

(会議の決議事項)

- 第20条 1 総会はこの定款を別に定めるものの決議を行う他、次の事項を決議する。
- イ. 事業計画及び収支予算の決定。
  - ロ. 事業報告及び収支決算の承認。
  - ハ. 長期借入金の決定。
- ニ. その他本会の運営に関する重要な事項。

- 2 理事会にはこの定款を別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
  - イ. 総会の決議した事項の執行に関する事項。
  - ロ. 総会に付議すべき事項。
  - ハ. その他、総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。
- 3 常任理事会は、本会の会務の円滑な運営を図るための会務について会長の諮問に応ずる。

#### (会議の開催)

- 第21条
1. 通常総会は毎年、年度終了後2ヶ月以内に開催する。
  2. 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
    - イ. 理事が必要と認めた時。
    - ロ. 会員総数の5分の1以上から会員の目的を記載した書面により請求があった時。
    - ハ. 監事が第12条5項の規定に基づいて召集する時。
  3. 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
    - イ. 会長が必要と認めた時。
    - ロ. 理事総数の半分以上から会議の目的を記載した書面により請求があった時。
    - ハ. 常任理事会は会長が必要と認めたとき開催する。

#### (会議の召集)

- 第22条
1. 会議は前条第2項第8号の場合を除いて会長が召集する。
  2. 会長は、前項第2項第2号の場合には請求のあった21日以内に臨時総会を同条第3項第2号の場合には請求のあった日から14日以内に理事会を召集しなければならない。

#### (会議の議長)

- 第23条
1. 総会の議長は、その総会において会員の中から選出する。
  2. 理事会の議長は会長がこれにあたる。
  3. 常任理事会の議長は会長とする。

#### (会議の定足数)

- 第24条
- 会議は総会においては、会員数及び理事会においては理事現在数の過半数以上の出席がなければ開催する事ができない。

#### (会議の決議)

- 第25条
1. 総会の議事はこの定款に別に定めるほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、賛否同数の時は、議長の決するところによる。
  2. 理事会の議長は過半数の同意をもって決する。

(会議における書面表決等)

第26条 やむをえない理由のため、会議に出席できない会員又は理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決する。  
この場合においた前25条の摘要については出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 1. 会議の議事については次の事項を記載した議事録を記載しなければならない。  
イ. 会議の日時及び場所。  
ロ. 会員又は理事の現在数。  
ハ. 会議に出席した会員又は理事の数及び氏名  
(書面決議者にあつてはその旨を付記すること)  
ニ. 決議事項。  
ホ. 議事の経過の概要及び要領並びに発言者の氏名、要旨、その結果。  
ヘ. 議事録署名人の選任に関する事項。  
2. 議事録には議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名し押印しなければならない。

## 第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第28条 本会の財産は次に掲げるものをもって構成する。  
1. 財産目録に記載された財産。  
2. 会計年度内における次に掲げる収入。  
イ. 会費。  
ロ. 寄付金品。  
ハ. 事業に伴う収入。  
ニ. 財産から生じた収入。  
ホ. その他の収入。

(財産の管理)

第29条 本会の財産は会長が管理し、その方法は理事会の決議を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は運用財産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

第31条 本会の収支予算及び収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に収支予算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

- 第32条
1. 前条の規定にかかわらずやむを得ない理由により、収支予算が成立しない時、会長は理事会の決議を経て予算成立の日まで前年度の収支予算に準じて暫定予算を構成しこれを執行する事ができる。
  2. 前項の規定により構成した暫定予算は総会において承認を得なければならない。
  3. 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

## 第8章 雑 則

第34条 この定款の施行について必要な事項は総会の決議を経て別に定める。

附 則 この定款の施行は令和 年 月 日より施行する。

## 会則施行の細則

### 第1章 会計

#### (会費)

第1条 会費は会長の指定する期日までに本会に納付しなければならない。

#### (積立金)

- 第2条
1. 本会は債務又は特別の経費の支弁に充当する為に、  
      予め資金の一部を積み立てする事ができる。
  2. 前項の積立金はその目的以外に使用する事ができない。
  3. 積立金を目的以外に使用する時は総会の決議による。

#### (一時借入金)

第3条 資金に不足が生じたとき又は運営上必要がある時は、一時借り入れをする事ができるが、当該年度の歳入をもって償還する。

#### (現金の管理)

第4条 資産のうち現金は銀行で管理する。

#### (経理規定)

第5条 この文章で定めるものの他、会計に関する事項は理事会の承認を得て別に定める事ができる。

### 第2章 細則の変更

#### (変更)

第6条 この最速の変更は理事会の決議を得て変更ができる。

### 第3章 附則

第7条 この細則を定める事項は理事会の決議を経て執行する。

第8条 この細則は令和 年 月 日に施行する。